

保護者様

学校保健安全法施行規則にもとづく学校感染症と診断され、主治医より登校しないように指示があった場合は、感染のおそれがなくなるまで登校を控えてください。この欠席期間は出席停止の扱いとなりますが、進級や卒業時の単位認定等で主治医による出席停止期間の正確な証明が必要となりますので、下記について主治医にご依頼ください。意見書の発行には費用がかかる場合があります、ご了承ください。

主治医様

大阪府立城東工科高等学校
校長 麻野 克己

感染症等に係る登校に関する意見書

年 組 番 氏名

下記疾病により登校を控えるよう指示しましたが、欠席が必要な期間を終え、登校が可能になったことを証明します。

疾 病 名	
登校を控えることが必要な期間	令和 年 月 日から 月 日までの 日間
その他、学校への注意事項等	

令和 年 月 日

医療機関名

担当医氏名

印

(参考) 学校保健安全法施行規則より抜粋

第二種の感染症

- | | |
|-------------|---|
| (1) インフルエンザ | 発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで |
| (2) 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| (3) 麻疹 | 解熱した後三日を経過するまで |
| (4) 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| (5) 風疹 | 発疹が消失するまで |
| (6) 水痘 | すべての発疹がか皮化するまで |
| (7) 咽頭結膜熱 | 主要疹症状が消退した後 2 日を経過するまで |

- ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症
- ・ 腸管出血性大腸菌感染症
- ・ 流行性角結膜炎
- ・ 急性出血性結膜炎

病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

※その他の感染症について 文部科学省「学校において予防すべき感染症の解説」より

第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合にその感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができるものとして定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある。